

# 密漁と密放流

山梨県漁業協同組合連合会 参事

大浜 秀規



密漁と密放流は、内水面漁協の運営に大きなダメージを与える事柄です。どちらも法令や規則に反し行われる行為ですが、皆さんはどう対処されているのでしょうか。駆除、監視、広報、パトロール、監視カメラ、巡回、委員会指示、憤り、嘆き、あきらめ、お手上げ……。今回は密漁についてです。

密漁には、電気や毒を用いたり、禁漁区を守らない

など悪質なものもありますが、一番多いのは遊漁承認証を購入する意志のない無券者を指すことが多いのではないかでしょうか。インターネットを用いたアンケート調査では、遊漁料の必要性を約9割の人が認識しているものの、無券で遊漁を行う人が1／4程度いました<sup>1)</sup>。遊漁料を払わない無券者は、人目に付きにくいことから、特に渓流漁場に多いといわれ、山梨県の丹波川では無券者が6割いた事例<sup>2)</sup>もあります。

一方、年券を持つ釣り人で、釣獲尾数の多い上位10%の釣り人が、ヤマメの総漁獲数の5割、イワナの7割を持ち帰るなど、一部の腕の立つ釣り人の持ち帰り尾数が高い割合を占めている<sup>3)</sup>という報告もあります。

## ●ここが問題です！

上記のことをあわせて考えると、無券者が渓流魚資源に与える影響は、無視できないと考えられます。しかし、現行の法制度では、海外のように漁獲物や釣具を没収することはできず、漁場監視員は釣りの中止を命ず

ることができます。心を入れ換えることは困難です。そして無券者の釣りの技術が高く、頻繁に来訪していた場合、渓流魚が激減している可能性があります。

このようなことから、無券者を減少させることは、資源管理上有効なことであり、もしかしたら、下手な放流を行うより費用対効果が高いかもしません。

## ●法的にはどんな対応ができるのか？

無券を繰り返す悪質な密漁行為に対し、従来は漁業権侵害による告訴で対応することと整理されていました。しかし、内水面では実質的に「業としての漁が殆ど行われていない」ことから、たとえ告訴状を提出したとしても、受理した警察には捜査義務が生じるため、簡単には受け付けてもらえないとされました。

悪質な無券者への対処は、私としては漁協の漁場管理制度に対する妨害行為として被害届を提出するのが良いと考えています。被害届は、捜査を行わなければならない告訴とは異なり、警察が受理した場合でも捜査するか否かは警察が判断することになります。被害届の提出もハードルが高いことに変わりはありませんが、被害届は悪質な無券者への処置や効果的な抑止につながると考えられます。

また、以上の内容は事後の対応になりますが、事前の策としては前述の丹波川で地元警察と合同で遊漁券

の確認を行い、これをフェイスブック上で公開したところ、無券者の割合は前年の59・6%から4・3%まで急減しました。地元警察署と連携して、その活動を広報することは、効果的に無券者を減少させることができます。優良な方法といえます。

## ●遊漁券を買ってもらいたい！！

さて、警察の手を借りずにできる方法はないのでしょうか。従来は、遊漁承認証の販売店が見つからない、または開いていない場合もあるなど、現場売りをせざるを得ない理由がありましたが、現在はコンビニや電子チケットでの販売方法が普及しており、無券の理由は「監視員が来なければ買わなくて済む」という場合が多いと考えられます。

そこで、無券行為の抑制を図ることを狙って、山梨県内では今回の免許切り替えにおいて、現場監視の費用や遊漁承認証販売方法の周知を図る経費をしつかり積み上げることで、一部漁協は現場売りをかなりの高額（前売りの3倍程度）に設定しました。

そして渓流魚の遊漁承認証を高額に設定して申請する際は、コンビニ及び電子チケットでの販売を行うよう漁協に依頼しました。

ただし、現場売りを高額に設定すると、監視の際のトラブルが懸念されます。このため、この料金設定について広くマスコミ、SNS、釣り雑誌等を用いて広報し、善意の無券者が生じないよう対処に努めている所です。ただし、現状でも無券者が、ハリス1号・玉ウキ・マス針・長靴の親子連れであつた場合と、ハリス0・1号・小針・餌川虫・胴長の中年一人連れの場合では、その対応が異なるはずです。トラブルを回避しつつ、現在と同様に柔軟な運用を行うことで、善意の無券者とのトラブルはかなり回避できるのではと考えています。

## ●高くて当然

ところで、現場売りが前売りの3倍になる現場加算金の設定は、本当に高いのでしょうか？ 国交省の公共工事設計労務単価は、山梨県の場合で普通作業員が22,200円、山林砂防工が26,900円、設計業務委託等技術者単価は、一番安い測量補助員が27,000円となっています。

これまでの漁場監視は、地元河川への愛着心や責任感から、多くの漁協でかなり安い金額で、場合によってはボランティアで行われてきた場合が多いと思われます。このような状況で漁場の管理をしつかり行うこと期待するのは無理があります。

足場の悪い渓流を歩き回る監視業務は、体力と邇行技術、トラブル回避する接客能力等が求められ、万人が容易にできるものではありません。

これらを考えると、国交省の提示する単価は、漁場

監視の対価として安すぎることはあっても、不當に高い金額とはいえず、逆にまだまだ低い金額といえるでしょう。内水面漁協には多面的機能の維持保全が期待されていますし、その重要性は十分理解できます。ただし、そのことは漁業権を有する漁協の責務として規定されているものではありません。そのことを期待するのであれば、明確な位置づけと、資金の裏付けをする必要があるのだと思います。密漁を防止するための現場監視についても同じで、監視をすればするほど組合からの持ち出しが多くなる現場加算金の設定から、業務としての対価が販売手数料からしつかり得られるような組み立て(高額な現場売り等)が必要だと考えます。

場で少ない無券者と言ふ流れになることが期待されます。ただし、ギリギリと監視を強化してルールを守らせることが、望ましい釣り場の作り方だとは思いません。「川は学校、魚が先生」とする体験や学習を通じて、楽しい釣りを感じてもらうべきでしょ。

魚が沢山いて、楽しく釣れる釣り場づくりを、「北風と太陽」の考え方で目指していきたいと思います。

### 【参考文献】

- 1) 中村智幸(2020) 内水面5魚種の釣り人の遊漁料納付の実態. 水産増殖68, 253-261.
- 2) 坪井潤一(2019) 内水面3魚種(アユ、渓流魚、ワカサギ)の遊漁の実態. 水産振興613, 48-61.
- 3) 高木優也(2015) 放流魚の漁獲規制手法の開発についての調査研究. H26年度放流用種苗育成手法開発事業研究成果報告書.



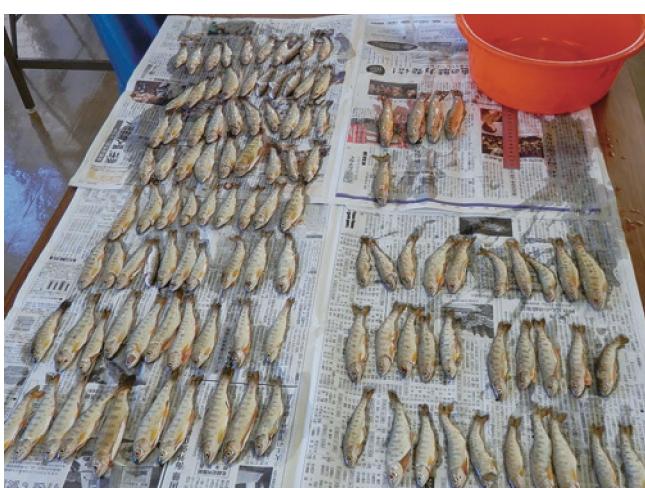
解禁前の密漁、令和2年2月、賀茂川漁協（京都府）提供



解禁前日の密漁、令和2年3月、丹波川漁協（山梨県）提供



制限尾数20尾のところ32尾、全長15cm以下が24尾、令和元年3月、上野村漁協（群馬県）提供



全長15cm以下が157尾、平成27年9月、魚沼漁協（新潟県）提供